

納税貯蓄組合員脱退届 [組合長保存]

組合番号 **9999**

組合名 **開成山第二**

脱退届者 (控)

納税貯蓄組合脱退者	氏名	備考
	東北 花子	
	東北 花子 外1名	

- 次のようなときには、脱退届を提出してください。
 - 組合をやめた人がいたとき
 - 組合員でない人が納税者名簿に記載されていたとき
- 組合からの脱退は、当該年度4月1日に脱退したものとして取り扱われます。
- 組合の脱退は4税目(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)全てについて脱退することになります。(一部の税目だけ脱退することはできません。)
- 共有名義分(〇〇〇〇外△名)について脱退するときは、個人とは別に一組合員として脱退届を提出してください。
- 課税がかからなくなった場合でも組合に加入し続けることはできます。

納税貯蓄組合員脱退届 [市提出用]記入例

組合番号 **9999**

組合長名 **郡山 一郎**

組合名 **開成山第二**

電話番号 **924-2101**

脱退する組合員は下記のとおりです。

納税貯蓄組合脱退者	住所	氏名	備考
	郡山市朝日一丁目23-7	東北 花子	
	郡山市朝日一丁目23-7	東北 花子 外1名	

- 次のようなときには、脱退届を提出してください。
 - 組合をやめた人がいたとき
 - 組合員でない人が納税者名簿に記載されていたとき
- 組合からの脱退は、当該年度4月1日に脱退したものとして取り扱われます。
- 組合の脱退は4税目(市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税)全てについて脱退することになります。(一部の税目だけ脱退することはできません。)
- 共有名義分(〇〇〇〇外△名)について脱退するときは、個人とは別に一組合員として脱退届を提出してください。
- 課税がかからなくなった場合でも組合に加入し続けることはできます。